

第58回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月26日(水曜日) 午前11時
(受付開始：午前10時)

開催場所

兵庫県伊丹市伊丹二丁目4番1号
AI・HALL (アイホール)
(伊丹市立演劇ホール)

(ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」にて
会場のご確認をお願い申し上げます。)

議決権行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時45分まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

目次

第58回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	16
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告書	38

西菱電機株式会社

証券コード 4341

証券コード 4341
(発送日) 2024年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日

株 主 各 位

兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目5番33号
(本社事務所)
大阪市北区堂島二丁目4番27号
西菱電機株式会社
代表取締役社長 西 井 希 伊

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.seiryodenki.co.jp/ir-information/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「西菱電機」または「コード」に当社証券コード「4341」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁及び5頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月25日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前11時 （受付開始：午前10時）
2. 場 所 兵庫県伊丹市伊丹二丁目4番1号
A I ・ H A L L （アイホール）（伊丹市立演劇ホール）
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」にて、会場のご確認をお願い申し上げます。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第58期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
3. インターネットと書面（郵送）の両方により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎その他の電子提供措置事項（交付書面非記載事項）について
本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項は法令及び当社定款の定めにより、下記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様へご送付している書面には記載しておりません。
従いまして、株主様へご送付している書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、下記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、下記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.seiryodenki.co.jp/ir-information/stock/meeting/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

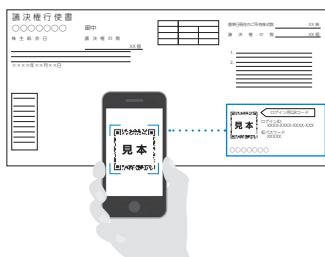


インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の最重要政策の一つと考えており、会社の競争力を維持・強化して株主資本の拡充と同利益率の向上を図るとともに、配当水準の向上と安定化に努める方針と掲げております。

当期、当社グループは、前期の最終損益赤字・期末配当無配という結果を厳粛に受け止め、全社をあげて業績回復に努めるとともに、株主の皆様のご期待に沿えるよう、早期の復配を目指し取り組んでまいりました。

その結果、第58期の期末配当につきましては、当期の業績及び財務状況等を勘案し、また、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

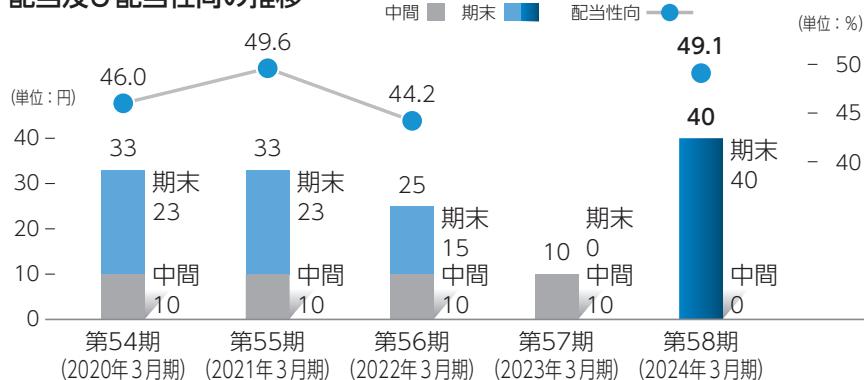
当社普通株式1株につき金40円 配当総額 139,926,720円

なお、中間配当につきましては見送りとさせていただきますので、当期の年間配当金は1株につき40円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

配当及び配当性向の推移



第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位	
1	にしおか のぶあき 西岡 伸明	代表取締役会長	再任
2	にしい きよし 西井 希伊	代表取締役社長	再任
3	かんだ たつや 神田 達也	常務取締役	再任
4	まえだ なおあき 前田 真昭	取締役	再任
5	ひらつか としみつ 平塚 俊光	常務執行役員	新任
6	こにし しんうえもん 小西 新右衛門	社外取締役	再任 社外 独立
7	たうち よしのぶ 田内 芳信	社外取締役	再任 社外 独立

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

<ご参考> 取締役候補者の専門性と経験

各取締役候補者の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	企業経営 経営戦略	内部統制 ガバナンス	財務・会計	法務・ コンプライアンス	人事・ 人材開発	営業・ マーケティング	研究開発・ 生産・品質
にしおか のぶあき 西岡 伸明	●	●		●	●	●	
にししい きよし 西井 希伊	●	●			●	●	●
かんだ たつや 神田 達也	●	●				●	●
まえだ なおあき 前田 真昭	●	●		●	●		
ひらつか としみつ 平塚 俊光	●	●	●				
こにし しんうえもん 小西 新右衛門	●	●			●	●	●
たうち よしのぶ 田内 芳信	●	●			●	●	●

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	にしおか のぶあき 西岡 伸明 (1957年1月12日生) <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1992年 8月 当社総務部長 1993年 2月 当社取締役 2002年 4月 当社取締役副社長 2007年 6月 当社代表取締役副社長 2008年 4月 当社代表取締役社長 2019年 4月 当社代表取締役会長（現任）	104,000株
【取締役候補者とした理由】 取締役就任以来、経営者としての経験を積み、代表取締役会長就任後は、最高経営責任者として当社グループの経営を牽引するとともに、コーポレートガバナンスの強化を始めとする経営改革を推進してまいりました。これらの経験から、当社グループの経営執行に十分な役割を果たすことが期待できること、そして更なる持続的成長の実現のために同氏が取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			
2	にしい きよし 西井 希伊 (1955年11月13日生) <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1979年 4月 当社入社 2008年 6月 当社取締役 2011年 4月 当社常務取締役 販売統括・端末販売担当 2018年 6月 当社専務取締役 事業全般・子会社管掌 2018年 9月 当社代表取締役専務取締役 事業全般・子会社管掌 2019年 4月 当社代表取締役社長 事業全般・子会社管掌 2019年 6月 当社代表取締役社長（現任）	48,000株
【取締役候補者とした理由】 入社以来、各事業の営業部門を幅広く経験し、取締役就任後は営業・技術の全部門を統括するなど、当社グループの事業・経営に精通しております。代表取締役社長就任後は、最高執行責任者としてグループの構造改革を実行するなど、経営全般の業務執行を強力に推進してまいりました。当社グループの更なる持続的成長と、中長期的な企業価値の向上の実現に向けた強いリーダーシップが期待できる人材であることから、同氏が取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	神田達也 (1961年6月2日生) <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1982年3月 当社入社 2011年4月 当社執行役員 情報通信端末事業本部 副本部長 2012年4月 当社常務執行役員 モバイルソリューション事業本部長 コムテックサービス株式会社代表取締役社長 2014年4月 当社常務執行役員 システムソリューション事業本部長 2019年6月 当社取締役 事業全般・子会社担当 2022年6月 当社常務取締役 事業全般・子会社管掌 (現任)	16,200株
【取締役候補者とした理由】 入社以来、技術・営業の各部門における幅広い実務を経験し、事業部門経営を長年にわたり務めるなど、当社グループの事業・経営に精通しております。取締役就任後は事業全般及びグループ会社を統括し、事業戦略の策定・実行を中心となって強力に推進してまいりました。こうした実績と取り組みを踏まえて、当社グループの更なる持続的成長の実現のために同氏が取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			
4	前田真昭 (1960年10月24日生) <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2008年11月 株式会社アイディーユー (現 日本アセットマーケティング株式会社) 取締役 2009年11月 当社入社 人事・総務・広報部長 2011年4月 当社執行役員 人事総務部長 2017年4月 当社常務執行役員 人事総務部長 2018年6月 当社取締役 人事総務担当 2019年4月 当社取締役 人事総務・法務・輸出管理担当 2020年6月 当社取締役 人事総務・法務コンプライアンス・CSR担当 (現任)	5,000株
【取締役候補者とした理由】 人事総務部門での経験が長く、人事・労務等に関する豊富な業務経験と知見を有しております。取締役就任後は特に人材に関する戦略の立案・実行に加え、法務コンプライアンス・CSRを担当し、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス体制の徹底等、会社の基盤づくりに尽力してまいりました。こうした実績と取り組みを踏まえて、当社グループの人的資本経営の推進及びコンプライアンス体制の強化のために同氏が取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	た う ち よ し の ぶ 田 内 芳 信 (1949年9月22日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再 任</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">社 外</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">独 立</div>	1968年 4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式 会社）入社 1999年 7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社 （現 株式会社NTTドコモ）ソリューション 事業企画部長 2000年 7月 株式会社ドコモ・マシンコミュニケーションズ（現 株式会社NTTドコモに営業譲 渡）取締役 2004年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 （現 株式会社NTTドコモ）取締役 2008年 7月 ドコモ・エンジニアリング関西株式会社 （現 株式会社ドコモCS関西）常務取締役 2018年 6月 当社社外取締役（現任）	14,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>長年にわたり電気通信事業の営業から技術に至る要職を幅広く歴任されており、その経歴を通じて培った豊富な経験・知見を有しております。経営から独立した客観的・中立的な立場から、経営に対する妥当性・適正性を確保するための有益な助言・提言及び意思決定をいただいております。当社グループの企業価値の持続的向上のために適切な人材であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には引き続き、上記の立場から、経営全般の妥当性・適正性を確保するための有益な助言・提言等をいただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小西新右衛門及び田内芳信の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 小西新右衛門氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって9年となります。
4. 田内芳信氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、小西新右衛門及び田内芳信の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。

6. 当社は、社外取締役に必要な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、社外取締役である小西新右衛門及び田内芳信の両氏と当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決された場合には、両氏との間で当該契約を継続することを予定しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
7. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、29頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認可決された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
8. 各取締役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、28頁に記載のとおりであります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、稗田勝氏は社外監査役菱田信之氏の補欠候補者として、稗直彦氏は社外監査役山路健氏の補欠候補者として選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ひえだ まさる 稗田 勝 (1950年5月7日生) 社外 独立	1973年4月 株式会社神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1991年10月 株式会社太陽神戸三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）我孫子支店長 1997年6月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）支店第三部長 1998年11月 同行大手町支店長 2000年9月 同行東京中央法人営業第二部長 2001年6月 神戸電鉄株式会社取締役 2007年4月 同社常務取締役 2012年6月 同社常勤監査役 2017年6月 当社社外監査役	一 株
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】 金融機関出身であり、財務及び会計に関する知見並びに事業会社の常務取締役及び監査役として携わった幅広い経営経験に基づく識見を有しております。また、2017年6月から2021年6月までの4年間にわたり当社の社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど、適切な役割を果たしていただいたことから、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	ひえ なおひこ 稗 直彦 (1968年7月21日生) 社 外	1991年4月 三菱電機株式会社入社 2011年11月 同社静岡製作所経理部原価課長 2016年4月 同社京都製作所経理部原価課長 2021年4月 同社経理部新制度グループマネージャー 2022年4月 同社関係会社部経営企画担当部長 (現任) (重要な兼職の状況) 三菱電機株式会社関係会社部経営企画担当部長	— 株
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】 三菱電機株式会社関係会社部の経営企画担当部長であり、同社の経理部門において長年にわたり培ってきた財務及び会計に関する幅広い知見を有しております。これらの知識・経験により、社外監査役に就任した場合は、取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 稗田勝及び稗直彦の両氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、稗田勝氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
4. 稗直彦氏は1991年4月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。
5. 当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。稗田勝氏もしくは稗直彦氏が監査役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、29頁に記載のとおりです。各補欠監査役候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
7. 各補欠監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、28頁に記載のとおりであります。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 経営理念・経営基本方針

当社グループは、経営理念・経営基本方針のもと、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視するとともに、更なる企業価値の向上を目指し取り組んでおります。

【経営理念】

三菱電機グループは、優れた「ビフォア」サービス・「イン」サービス・「アフター」サービスを通して、会社に係わるすべての人々に喜びを提供します。

【経営基本方針】

会社に係わるすべての人々との信頼関係を築き、情報通信ビジネスのOnly OneでNo.1を目指します。

- 1) 私たちは、魅力ある製品・サービスを通して、感動と喜びをお届けします。
- 2) 私たちは、グループ一体となって、「安心」と「信頼」の三菱品質をお届けします。
- 3) 私たちは、情熱を持って仕事に取り組み、家族や社会に誇れる会社を創ります。
- 4) 私たちは、グループのコミュニケーションを高め、活気ある会社を創ります。
- 5) 私たちは、企業価値を高め、永続的に成長・発展する企業を目指します。
- 6) 私たちは、すべての製品・サービスを通して、豊かで安心・安全・快適な社会の実現に取り組めます。
- 7) 私たちは、企業活動を通して、地域社会の発展と地球環境の保全に貢献します。
- 8) 私たちは、いかなる時も誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

(2) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う経済活動の正常化と、賃金の上昇が進んだことで緩やかな回復基調となりました。一方で、円安の進行や世界的な地政学的リスクの高まりを背景に、物価の上昇、材料の調達難が継続するなど、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループの関連する業界では、情報通信端末事業におきましては、前年度の大手通信事業者の販売インセンティブ（販売手数料収入）方針の変更により、事業環境は引き続き厳しい状況が続いております。情報通信システム事業では、依然として頻繁に発生する豪雨災害や地震被害などから、国民の安心・安全な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が継続しております。加えて、地政学的リスクへの懸念から、有事対応の必要性も高まっております。また、各業界において、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の動きが更に加速しており、IoT、AI、大容量通信などの新技術を活用した製品・サービスがさまざまな分野で導入され、活用が進んでおります。

このような状況のもと、当社グループは最終損益赤字・期末配当無配という前年度の結果を厳粛に受け止め、役員・社員が全社一丸となり業績回復に努めるとともに、株主の皆様のご期待に沿えるよう、早期の復配を目指し取り組んでまいりました。

売上高は、三菱電機株式会社向けの受注は減少しましたが、防災行政無線システムを中心に、官公庁向けシステムの受注増加、IP無線（携帯電話網を活用した無線）機器の販売増加、携帯端末販売においては端末価格が高騰し、販売単価が上昇したことなどにより増収となりました。経常損益は、携帯端末販売において販売インセンティブ減少に伴う収益力の低下はありましたが、上記の増収要因に加え、携帯端末販売の事業運営効率化による収益力の改善、官公庁システム案件の収益率改善により増益となりました。なお、「市町村防災行政無線システム」をはじめとする事業開発、規模拡大に向けた社内体制強化、販売促進などの積極的な投資は継続しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高184億89百万円（前年度比8.6%増）、営業利益1億95百万円（前年度は10百万円）、経常利益2億3百万円（同14百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、繰延税金資産の計上などにより2億84百万円（同親会社株主に帰属する当期純損失3億26百万円）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

情報通信端末事業

連結業績は、前年度に比べ増収・増益となりました。

売上高は、携帯端末販売において、スマートフォンの高機能化等に伴う端末価格高騰や、物価高による買い控えなどから販売台数が減少したほか、携帯通信端末アフターサービスにおいて修理台数が減少しましたが、端末価格高騰により販売単価が上昇したことなどにより増収となりました。利益面では、販売インセンティブ減少を主因とした収益率の悪化や、修理台数減少による減収の影響はありましたが、市場環境に適応した効率的なオペレーションにより業務の効率化・生産性向上に取り組み、収益力を強化したことなどにより増益となりました。

これらの結果、売上高は74億5百万円（前年度比8.6%増）、営業利益は6億36百万円（前年度は6億9百万円）となりました。

情報通信システム事業

連結業績は、前年度に比べ増収・増益となりました。

売上高は、三菱電機株式会社向けの受注は減少しましたが、前年度までの発注の延期や遅れから一転、緊急防災・減災事業債の予算執行が本格化し、防災行政無線システムを中心に官公庁向けシステムの受注が増加したほか、ソフトバンク株式会社と共同開発したIP無線機「SoftBank A201SJ」の販売が増加したことから増収となりました。利益面では、売上高の大幅な増加に加え、官公庁システム案件の収益率改善、収益性が悪化し改善の見込みがなかった発券機システム事業からの撤退（2023年4月1日付で表示灯株式会社に事業譲渡）などにより増益となりました。なお、「市町村防災行政無線システム」などへの開発投資は引き続き推進しております。

これらの結果、売上高は110億90百万円（前年度比8.6%増）、営業利益は11億41百万円（前年度は7億71百万円）となりました。

事業別の概況

区 分	売上高(百万円)	前連結会計年度比 増減率(%)	構成比(%)
情報通信端末事業	7,405	8.6	40.0
情報通信システム事業	11,090	8.6	60.0
合 計	18,496	8.6	100.0

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

2. 各事業間の内部売上高または振替高6百万円を含めて表示しております。

② 設備投資の状況

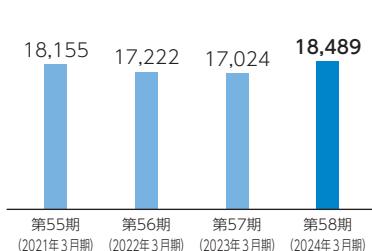
当連結会計年度の設備投資の総額は91百万円であります。その主なものは、情報通信システム事業におけるクラウドテレメータシステムのプラットフォーム開発に係る資産や、市町村防災行政無線システム開発に係る資産、IP無線サービスの新機能開発に係る資産等であります。

③ 資金調達の状況

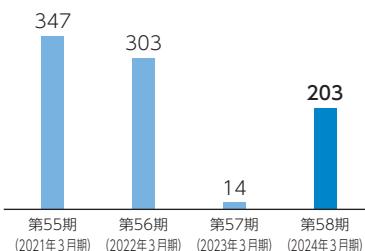
特定当座借越枠（コミットメントライン）を2行にて合計25億円設定しております。

(3) 財産及び損益の状況

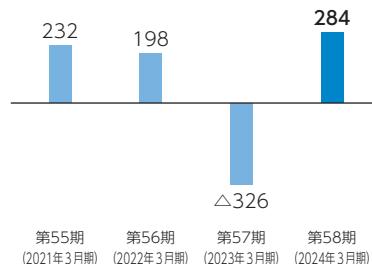
売上高 (単位：百万円)



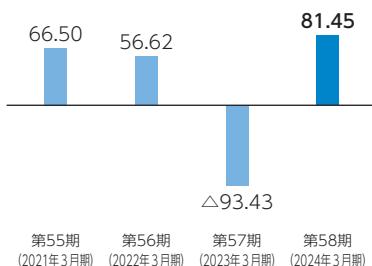
経常利益 (単位：百万円)



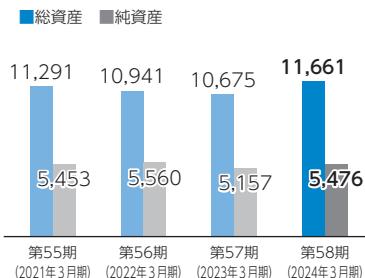
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



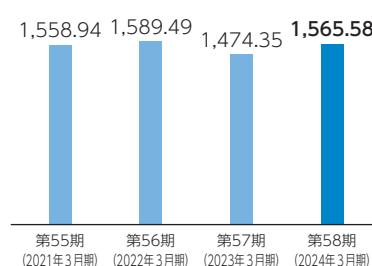
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第55期 (2021年3月期)	第56期 (2022年3月期)	第57期 (2023年3月期)	第58期 (2024年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	18,155	17,222	17,024	18,489
経常利益 (百万円)	347	303	14	203
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	232	198	△326	284
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	66.50	56.62	△93.43	81.45
総資産 (百万円)	11,291	10,941	10,675	11,661
純資産 (百万円)	5,453	5,560	5,157	5,476
1株当たり純資産額 (円)	1,558.94	1,589.49	1,474.35	1,565.58

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度（2023年度）は、全社をあげた取り組みにより、業績回復と株主の皆様への復配を実現いたしました。当社グループを取り巻く環境は、大手通信事業者のインセンティブ方針の変更や原材料価格高騰による収益悪化懸念など、業績の下押しリスクが継続しております。このような状況のもと、2024年度においてもこの業績の回復基調を維持するべく、売上高・利益の規模拡大に努めます。

特に官公庁向けの防災案件は、最近の地震災害や自然災害、切迫する南海トラフ巨大地震など、防災・減災意識の高まりや、緊急防災・減災事業債の予算執行本格化などを背景にその需要が回復してきております。これらの需要獲得に加え、新規開発システム、新商材展開などによる規模確保、当社製品の付加価値向上による利益率の改善、徹底した原価低減・経費削減により、業績の大幅回復に向け取り組みます。また、各種システム開発、販売促進、新規市場・事業開拓など、未来をも見据えた投資も継続して行ってまいります。

一方で、軟調な業績動向から収益確保を優先し、これまで人材への投資を抑制してまいりましたが、当社グループの持続的な成長と企業価値向上には不可避であると考え、社会情勢も踏まえつつ、人的資本に係る課題に的確に投資していくことで組織を強化・活性化し、事業の飛躍・拡大に繋げてまいります。エンゲージメント向上施策として、採用競争の激化等を踏まえた若手層の処遇改善・シニア層の活用を、多様性・柔軟性のある職場環境の整備として、子育てサポート企業「くるみん」認定の取得・ドレスコードフリーや副業の解禁を、人材育成においてはスペシャリストの育成など、様々な施策を新たに実行してまいります。

また、当社グループは、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の期間展示に出展参加することを決定しました。若手社員を中心に、「未来の防災体験」をテーマにした双方向型の展示を通して、未来社会への「問い」と「提案」を発信・共創します。ご来場者にとって、こころ動かす体験や新しい驚きをつくりだし、サステナブルな未来の社会づくりに貢献できるようコンテンツを企画してまいります。

情報通信端末事業

携帯端末販売では、大手通信事業者のインセンティブ方針変更による収益性の悪化が継続しており、厳しい事業環境は今後も続くものとみております。このような状況のもと、これまでと同様にお客様にご満足いただき、将来にわたりお選びいただける店舗創りに取り組むとともに、収益性確保のため、引き続き市場環境に適応した効率的なオペレーションで事業運営の最適化を進めてまいります。また、デジタル活用支援に向けたスマホ教室の開催など、国策、地方行政に資する自治体・団体との連携にも継続的に取り組み、地域に必要とされる店舗を目指します。

携帯通信端末アフターサービスでは、引き続き生産性の向上による収益力の向上、保有技術を活かした新たな市場領域の開拓に取り組めます。

情報通信システム事業

官公庁向けでは、防災・減災意識が高まる中、防災・減災対策の充実、インフラ老朽化対策、緊急防災・減災事業債の予算執行本格化などにより、需要は増加するものとみております。また、デジタル田園都市国家構想をはじめ、スマートシティ・DX社会に向けた自治体・企業の取り組みもより一層進むと予測しております。このような状況のもと、各種防災行政無線システムや河川監視システムをはじめとする、防災・減災需要の取り込み、保守などストックビジネスの確保に取り組めます。

防災行政無線システム関連では、これまでに開発した「ハイブリッド型同報無線システム」、スマートフォン活用防災アプリ「防災コンシェル」など、お客様のニーズにあった防災・減災に役立つソリューションを展開します。また、水処理関連では、中・小規模の上下水道事業者向けに新たに開発した監視制御ソリューションを、更には、光のサインで施設利用者の円滑な移動を支援する「てらすガイド」をはじめとするデジタルソリューションを展開し、今後も全国の市町村を中心とした新たな市場の取り込みを図ります。

また、民間向けでは、IP無線ソリューションに加え、新たにサービスを開始した次世代通信規格「sXGP」関連ソリューションの提供など、更なる付加価値向上、拡販に取り組めます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
コムテックサービス株式会社	50	100	携帯情報通信端末の販売
三菱電機フィールドイング株式会社	14	100	情報通信機器等の技術サービス
三菱電機エンジニアリング株式会社	60	100	無線通信機器等の開発、設計、製作並びに販売
鳥取三菱電機株式会社	10	100	無線通信機器等の開発、設計

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他の状況

当社は三菱電機株式会社の持分法適用の関連会社にあたり、同社は当社株式を812千株（議決権比率23.2%）保有しております。

なお、当社グループと同社との当連結会計年度の取引は、仕入高全体の6.2%、売上高全体の16.3%の割合を占めており、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝のうえ決定しております。

(6) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成されており、事業内容は次のとおりであります。

事業	主要業務
情報通信端末事業	携帯情報通信端末の販売 携帯情報通信端末の修理再生
情報通信システム事業	官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援 民間会社向け情報通信機器及びシステムの製作及び販売 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売

(注) 情報通信システム事業のうち発券機システムの製作、販売及び保守運用業務につきましては、2023年4月1日をもって、表示灯株式会社へ事業譲渡いたしました。

(7) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 店	兵庫県伊丹市
本 社 事 務 所	大阪市北区
猪 名 寺 事 業 所	兵庫県尼崎市
大 阪 支 社	大阪市北区
東 京 支 社	東京都港区
神 奈 川 営 業 所	横浜市西区
東 日 本 端 末 修 理 セ ン タ ー	東京都江東区

② 子会社

名 称	本 社 所 在 地
コムテックサービス株式会社	大阪市北区
西菱電機フィールディング株式会社	横浜市西区
西菱電機エンジニアリング株式会社	兵庫県伊丹市
鳥取西菱電機株式会社	鳥取県鳥取市

(注) コムテックサービス株式会社は、2024年5月9日付で移転により本社所在地を兵庫県伊丹市に変更いたしました。

(8) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前期末比増減
622 (229) 名	17名減 (2名減)

(注) 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
429 (146) 名	12名減 (10名減)	42.6歳	15.6年

(注) 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	500
株式会社三井住友銀行	500

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,500,000株
- ③ 株主数 1,080名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
三菱電機株式会社	812,000	23.21
合同会社ニシオカ	800,000	22.87
西菱電機従業員持株会	188,100	5.38
株式会社コンセプト	180,000	5.15
西岡伸明	104,000	2.97
海山智	84,000	2.40
西井希伊	48,000	1.37
株式会社三井住友銀行	48,000	1.37
株式会社三菱UFJ銀行	48,000	1.37
アトム電子株式会社	42,000	1.20

(注) 持株比率は、自己株式 (1,832株) を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

該当事項はありません。

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	西 岡 伸 明	
代表取締役社長	西 井 希 伊	
常 務 取 締 役	神 田 達 也	事業全般・子会社管掌
取 締 役	金 井 隆	経営企画・財務担当
取 締 役	前 田 真 昭	人事総務・法務コンプライアンス・CSR担当
取 締 役	小 西 新右衛門	小西酒造株式会社代表取締役社長
取 締 役	田 内 芳 信	
常 勤 監 査 役	竹 内 徹	コムテックサービス株式会社監査役 三菱電機フィールディング株式会社監査役 三菱電機エンジニアリング株式会社監査役 鳥取三菱電機株式会社監査役
監 査 役	菱 田 信 之	
監 査 役	山 路 健	三菱電機株式会社関係会社部経営企画担当部長

- (注) 1. 取締役小西新右衛門及び田内芳信の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役菱田信之及び山路健の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小西新右衛門、田内芳信及び監査役菱田信之の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
4. 監査役菱田信之及び山路健の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役菱田信之氏は、金融機関出身であり支店長・営業部長の要職を歴任するなど、実務に携わっていたほか、事業会社の代表取締役として経営に携わった経験があります。
 - ・監査役山路健氏は、事業会社の経理部門において責任者を務めるなど、長年にわたり経理業務の実務に携わった経験があります。

5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

(1) 就任

2023年6月28日開催の第57回定時株主総会において、山路健氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

(2) 退任

2023年6月28日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、池田篤義氏は辞任により監査役を退任いたしました。

(3) 取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

6. 当事業年度末日後の取締役及び監査役の異動

(1) 就任

該当事項はありません。

(2) 退任

該当事項はありません。

(3) 取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

7. 株主総会に付議する、取締役及び監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、以下のとおりであります。

(1) 指名方針

・取締役候補者

当社の業務内容に精通するとともに業界内外における豊富な人脈や幅広い知識を兼ね備え、適切な意思決定や経営判断が行えること。また、経営に必要となる知識や経験を有し、適切なリスク管理を行うことができること。

・社外取締役候補者

業務執行の機動性の観点から、企業経営における幅広い経験と知見に基づく経営判断力があること、もしくは、専門分野の知見を有し、公平・中立な立場から客観的に当社経営に対して監督・助言ができること。

・監査役候補者

当社の業務内容に精通した常勤者のほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すること、もしくは法令や定款の遵守、財務・会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が行えること。

(2) 指名手続

・取締役候補者

代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

・監査役候補者

代表取締役社長が監査役会とあらかじめ協議して候補者を選定、監査役会の同意を得て代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

(2) **責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、当社と各社外取締役及び各監査役とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(3) **補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

(4) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の範囲を当社における取締役、執行役員及び監査役並びにすべての子会社における取締役及び監査役としており、その保険料を全額各社が負担しております。

当該保険契約の填補の対象は法律上の損害保険金、争訟費用としており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補の対象とはなりません。

(5) **取締役及び監査役の報酬等**

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額300百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議しております。当該株主総会終了時の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、2006年6月27日開催の第40回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終了時の監査役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月22日開催の社外取締役・社外監査役を含む取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。当該決議に際しては、その方針の内容を出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。

イ. 取締役の報酬等の基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的向上を図るために業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系となるよう設計し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえて適正な評価を行うことにより、業績向上に資することを基本方針としております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、より業績との連動性を高めた月額報酬制度としております。具体的には、役位に応じた基本報酬に、前事業年度の業績に応じて支給額を算定する業績報酬を加算して固定報酬を決定する報酬体系としております。

なお、社外取締役は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとしております。

ロ. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位及び代表権の有無等の職責に基づき決定しております。業績報酬は、業績に対する責任と報酬との関連性を明確にするため、会社業績のほか、各人の貢献度・経営能力・功労をはじめとする個人の業績を総合的に考慮して決定しております。

ハ. 社外取締役の報酬等に関する方針

当社の社外取締役の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。各社外取締役の報酬は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとし、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位等の職責に基づき決定しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額は、取締役会の決議に基づき代表取締役2名（代表取締役会長・代表取締役社長）がその具体的内容の決定について委任を受けるとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び業績報酬の額としております。取締役会における委任の決定に際しては、その報酬体系、考え方、算定方法等も含めて出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役の方針に基づく原案作成を諮問し、上記の委任を受けた代表取締役は人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、2023年7月21日開催の監査役会において監査役の協議により以下のとおり決定しております。

- ・当社の監査役の報酬は、基本報酬のみで構成される固定報酬としております。固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)	員数(名)
		固定報酬	
取 締 役	172	172	7
監 査 役	18	18	2
合 計 (うち社外役員)	191 (18)	191 (18)	9 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度中に在任していた社外役員員の員数は5名ですが、無支給の社外監査役が2名いるため、支給員数は3名となります。
3. 取締役会の決議による取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- (1) 委任を受けた者の氏名、地位
代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊
 - (2) 委任された権限の内容、理由等
取締役会は、各取締役の固定報酬を構成する基本報酬の額及び業績報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等も勘案しつつ、各取締役について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたり、取締役会は、当該権限が代表取締役2名によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役に方針に基づく原案作成を諮問し、人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。
4. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該方針に沿うものであると判断した理由
取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、取締役会の出席者に報酬体系、考え方、算定方法等を説明するとともに、出席者の意見を尊重し十分に審議を尽くしたうえで代表取締役2名（代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊）への具体的内容の決定についての委任が決議され、取締役会より人事総務担当取締役に個人別の報酬原案の作成を諮問し、その答申を踏まえて報酬額を決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	兼職先名	兼職の内容	関係
取締役	小西 新右衛門	小西酒造株式会社	代表取締役社長	当社と同社との間には特別の関係はありません。
取締役	田内 芳信	—	—	—
監査役	菱田 信之	—	—	—
監査役	山路 健	三菱電機株式会社	関係会社部 経営企画担当部長	特定関係事業者の業務執行者であります。当社と同社との間には販売・据付・修理・保守点検等の取引関係があります。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	出席状況	発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
小西 新右衛門	[取締役会] 13/14回 (92%)	2015年6月に当社社外取締役に就任以降、長年にわたる企業経営の経験等により培われた事業運営に関する見識から意見を述べるなど、経営から独立した客観的・中立的な立場で、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において重要な役割を果たしております。
田内 芳信	[取締役会] 14/14回 (100%)	2018年6月に当社社外取締役に就任以降、電気通信事業の営業から技術に至る要職を歴任して培われた幅広い経験・知見から意見を述べるなど、経営から独立した客観的・中立的な立場で、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において重要な役割を果たしております。
菱田 信之	[取締役会] 14/14回 (100%) [監査役会] 13/13回 (100%)	2021年6月に当社社外監査役に就任以降、金融機関において培われた財務及び会計に関する知見及び事業会社の役員として携わった幅広い経営経験に基づく識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。
山路 健	[取締役会] 10/10回 (100%) [監査役会] 10/10回 (100%)	2023年6月に当社社外監査役に就任以降、事業会社の経理部門での勤務経験で培われた財務及び会計に関する知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

- (注) 1. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。
2. 監査役山路健氏は、2023年6月28日開催の第57回定時株主総会において、新たに選任されたため、就任後の出席回数を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

区	分	報酬等の額(百万円)
当社が支払うべき報酬等の額		30
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		30

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>9,717</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>5,954</b>  |
| 現金及び預金          | 1,059         | 支払手形及び買掛金       | 3,226         |
| 受取手形            | 257           | 契約負債            | 253           |
| 売掛金             | 5,590         | 短期借入金           | 1,000         |
| 契約資産            | 1,223         | 未払法人税等          | 110           |
| 商品及び製品          | 562           | 賞与引当金           | 492           |
| 仕掛品             | 310           | 短期解約損失引当金       | 2             |
| 原材料             | 487           | 製品保証引当金         | 4             |
| その他             | 226           | 工事補償引当金         | 18            |
| 貸倒引当金           | △0            | その他             | 845           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,943</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>230</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>801</b>    | 退職給付に係る負債       | 17            |
| 建物及び構築物         | 380           | 資産除去債務          | 158           |
| 機械装置及び運搬具       | 1             | その他             | 53            |
| 工具、器具及び備品       | 139           |                 |               |
| 土地              | 278           | <b>負債合計</b>     | <b>6,184</b>  |
| 建設仮勘定           | 1             |                 |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>166</b>    | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| ソフトウェア          | 165           | <b>株主資本</b>     | <b>5,431</b>  |
| ソフトウェア仮勘定       | 0             | 資本金             | 523           |
| その他             | 0             | 資本剰余金           | 498           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>975</b>    | 利益剰余金           | 4,411         |
| 投資有価証券          | 93            | 自己株式            | △1            |
| 退職給付に係る資産       | 291           | その他の包括利益累計額     | 44            |
| 繰延税金資産          | 117           | その他有価証券評価差額金    | 44            |
| その他             | 491           | <b>純資産合計</b>    | <b>5,476</b>  |
| 貸倒引当金           | △18           |                 |               |
| <b>資産合計</b>     | <b>11,661</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>11,661</b> |

## 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金    | 額      |
|-----------------|------|--------|
| 売上高             |      | 18,489 |
| 売上原価            |      | 13,574 |
| 売上総利益           |      | 4,915  |
| 販売費及び一般管理費      |      | 4,719  |
| 営業利益            |      | 195    |
| 営業外収益           |      |        |
| 受取利息及び配当金       | 2    |        |
| 保険事務手数料         | 1    |        |
| 助成金収入           | 0    |        |
| 開発支援金           | 10   |        |
| その他             | 7    | 22     |
| 営業外費用           |      |        |
| 支払利息            | 2    |        |
| 役員権評価損          | 2    |        |
| 支払手数料           | 3    |        |
| 店舗等解約費用         | 3    |        |
| 固定資産除却損         | 1    |        |
| 雇用助成納付金         | 0    |        |
| その他             | 0    | 14     |
| 経常利益            |      | 203    |
| 特別損失            |      |        |
| 減損損失            | 19   | 19     |
| 税金等調整前当期純利益     |      | 183    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 88   |        |
| 法人税等調整額         | △189 | △101   |
| 当期純利益           |      | 284    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |      | 284    |

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,966</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>5,512</b>  |
| 現金及び預金          | 780           | 買掛金             | 3,123         |
| 受取手形            | 245           | 契約負債            | 253           |
| 掛資産             | 5,041         | 短期借入金           | 1,000         |
| 商品及び製品          | 269           | 未払費用            | 376           |
| 仕掛材             | 134           | 未払法人税等          | 169           |
| 前払費用            | 276           | 未払消費税等          | 76            |
| 未収入金            | 64            | 前受金             | 41            |
| 関係会社短期貸付金       | 73            | 預り金             | 5             |
| その他金            | 850           | 賞与引当金           | 58            |
| 倒引当金            | 106           | 短期解約損失引当金       | 382           |
|                 | △0            | 製品保証引当金         | 2             |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,633</b>  | 工事補償引当金         | 2             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>434</b>    | 固定負債            | <b>194</b>    |
| 建物              | 299           | 長期未払金           | 53            |
| 構築物             | 1             | 資産除去債務          | 141           |
| 機械及び装置          | 0             | <b>負債合計</b>     | <b>5,707</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 68            | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| 土地              | 64            | <b>株主資本</b>     | <b>4,847</b>  |
| 建設仮勘定           | 1             | 資本金             | 523           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>171</b>    | 資本剰余金           | 498           |
| 特許権             | 0             | 資本準備金           | 498           |
| ソフトウェア          | 170           | 利益剰余金           | 3,827         |
| ソフトウェア仮勘定       | 0             | 利益準備金           | 106           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,027</b>  | その他利益剰余金        | 3,721         |
| 投資有価証券          | 93            | 別途積立金           | 3,450         |
| 関係会社株           | 195           | 繰越利益剰余金         | 271           |
| 出資金             | 1             | <b>自己株式</b>     | <b>△1</b>     |
| 前払年金費用          | 291           | 評価・換算差額等        | 44            |
| 差入保証金           | 384           | その他有価証券評価差額金    | 44            |
| 繰延税金資産          | 47            | <b>純資産合計</b>    | <b>4,892</b>  |
| その他金            | 32            | <b>負債・純資産合計</b> | <b>10,599</b> |
| 倒引当金            | △18           |                 |               |
| <b>資産合計</b>     | <b>10,599</b> |                 |               |

## 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金    | 額      |
|--------------|------|--------|
| 売上高          |      | 14,686 |
| 売上原価         |      | 10,817 |
| 売上総利益        |      | 3,868  |
| 販売費及び一般管理費   |      | 3,784  |
| 営業利益         |      | 84     |
| 営業外収益        |      |        |
| 受取利息及び配当金    | 32   |        |
| 保険事務手数料      | 1    |        |
| 助成金収入        | 0    |        |
| 開発支援金        | 10   |        |
| その他          | 5    | 50     |
| 営業外費用        |      |        |
| 支払利息         | 2    |        |
| 支払手数料        | 3    |        |
| 会員権評価損       | 2    |        |
| 雇用助成納付金      | 0    |        |
| その他          | 0    | 9      |
| 経常利益         |      | 124    |
| 特別損失         |      |        |
| 減損損失         | 19   | 19     |
| 税引前当期純利益     |      | 104    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 51   |        |
| 法人税等調整額      | △170 | △118   |
| 当期純利益        |      | 222    |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

三菱電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 濱 中 愛

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

三菱電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 濱 中 愛

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、監査部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、執行役員会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、監査部及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

西菱電機株式会社 監査役会

常勤監査役 竹内 徹 ㊟

監査役（社外監査役） 菱田 信之 ㊟

監査役（社外監査役） 山路 健 ㊟



